

H 2 7 . 3 . 9

原 議 長 期 保 存
群 捜 第 7 2 号
平成 26 年 3 月 10 日

各 所 属 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

死亡時画像診断を委託した場合における画像の保管について（通達）

死亡時画像診断は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づき、取扱死体の死因を明らかにするために実施することができることとされており、その実施に当たっては、同条第2項に基づき医師に委託することとなるが、CT、MRI等により撮影した画像については、次の事項に留意の上、確実な保管に努められたい。

記

1 外部記録媒体等の受領

警察署長が法第5条第1項及び第2項の規定に基づき、医師に委託して取扱死体の死亡時画像診断を実施した場合には、原則として、死亡時画像診断に係る画像を書ききり型外部記録媒体（以下「外部記録媒体」という。）に電磁的記録で保存してもらい、当該外部記録媒体を委託先病院等から受領すること。

なお、外部記録媒体で受領することができない場合には、当該画像が記録されたフィルムを受領すること。

2 外部記録媒体等の保管

前記1で受領した外部記録媒体又はフィルム（以下「外部記録媒体等」という。）については、原則として、警察において、死体調査等記録書に添付して保管すること。

3 留意事項

(1) 組織的管理

外部記録媒体等は、紛失又は盗難がないように必要な措置を講じて組織的に保管すること。また、紛失又は盗難によって、その情報が外部に流出した場合には、警察に対する国民の信頼を大きく失うことから、捜査幹部は、隨時の点検を実施することにより適切な管理に万全を期すること。

同外部記録媒体等は、情報セキュリティの対象とはならず、死体調査等記録書に添付することにより、書類の一部とみなすものとする。

(2) 複写の禁止

遺族等の要望を踏まえた再説明の際に、その写しを交付する場合等の必要な場

合を除き、外部記録媒体等を複写しないこと。

(3) 庁舎外への持出禁止

外部記録媒体等は、庁舎外へ持ち出さないこと。ただし、捜査幹部が、やむを得ない理由であることを確認したときは、この限りでない。

4 その他

やむを得ない事情により、警察において外部記録媒体等を保管することができない場合には、委託先病院等に保管を委託することとしても差し支えないが、その場合には、遺族等からの求めがあった際に、確実かつ速やかにその求めに応じることができる体制を構築しておくこと。